

高松市職員ハラスメント対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 高松市職員のハラスメント問題の解決と防止等を図るに当たり、広く有識者等から意見を聴くため、高松市職員ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見聴取事項)

第2条 市長は、次に掲げる事項について、委員会の意見を聴くものとする。

- (1) ハラスメント事案の対応に関すること。
- (2) ハラスメントの防止に関すること。
- (3) その他ハラスメント対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 前2号に掲げる者のほか、ハラスメントに関し識見を有する者
- (4) 高松市総務局長
- (5) 高松市総務局人事課長

3 市長は、前項に掲げる者のほか、必要と認める者を委員に委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務局人事課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月20日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。